平成２３年（フ）第９９１５号
千葉県習志野市袖ケ浦３丁目１－５－404
債務者　石田　史恵
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永辻　　航
4　破産債権の届出期間　平成23年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月15日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９９３８号
東京都足立区新田２丁目27－８
債務者　安藤　　隆（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　　健
4　破産債権の届出期間　平成23年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月15日午前９時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９９８２号
神奈川県横浜市神奈川区栗田谷37－６－102
債務者　永島　伸夫
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸小　淳二
4　破産債権の届出期間　平成23年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月15日午前９時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１００４３号
東京都台東区上野桜木１丁目15－６－402
債務者　横山　　肇
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　　剛
4　破産債権の届出期間　平成23年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月15日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１００４４号
東京都日野市豊田３丁目34－13－202
債務者　竹中　　充
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　利明
4　破産債権の届出期間　平成23年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月15日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１００５２号
東京都江戸川区清新町１丁目５－８－203
債務者　荒井　稔之
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　　閑
4　破産債権の届出期間　平成23年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月15日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１００５５号
東京都足立区本木２丁目16－３－206
債務者　高柳　直子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　　理
4　破産債権の届出期間　平成23年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月15日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０１８５号
東京都中央区日本橋浜町２丁目41－５－306、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市城山町10－22
債務者　梶山登志彦
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植野　禎仁
4　破産債権の届出期間　平成23年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月15日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３７２号
新潟市北区木崎2876番地８
債務者　中川　和久
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩渕　　浩
4　破産債権の届出期間　平成23年９月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月４日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７５５号
神戸市北区有野中町３丁目15番９号
債務者　村上　義明
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　明石　葉子
4　破産債権の届出期間　平成23年８月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月12日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７５号
石川県加賀市山中温泉塚谷町イ222番地
債務者　中嶋淳之輔
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　昌之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
金沢地方裁判所小松支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２７２号
北海道北斗市追分４丁目10番10－101号　メモリーベル
債務者　坂田　一雄
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２８８号
北海道亀田郡七飯町本町８丁目15番８－153号　冬トピア団地88棟153号
債務者　太田あずさ（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２８９号
函館市美原３丁目23番17号
債務者　高柳　牧恵
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２９１号
函館市亀田本町24番19号
債務者　村岡　弘康
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
函館地方裁判所